

令和5年8月10日

鹿児島労働局長

中所 照仁 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 松枝 千鶴

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月6日付け鹿労発基 0706 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の鹿児島県最低賃金（時間額821円）は令和3年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、長期にわたったコロナ禍の影響や、原油価格・原材料価格等の高騰等による厳しい状況下で、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう国、県においては、最大限の配慮がなされることを強く要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講じるよう、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げ分を賄うとともに、経営を継続できるよう、行政（国、県、市町村）において既存の支援策に加え、価格転嫁対策や、原材料価格高騰等中小企業・小規模事業者の経営に悪影響を及ぼす要因を解消するための経済対策等、経営環境整備のための経済対策・施策を実施すること。
- 2 経営基盤の強化、生産性の向上等「稼ぐ力」に繋がる企業努力を行っている中

小企業・小規模事業者に対し、行政（国、県、市町村）においてこれらの「稼ぐ力」を身に着けるための施策・支援をより一層充実させること。

3 「業務改善助成金」等の支援策については、事業者が活用しやすくより一層の実効性がある支援の拡充及び活用推進のための周知が必要であることから、最低賃金の引上げ等に係る支援策のワンストップ相談窓口を鹿児島労働局に開設して支援策の周知・活用促進に努めること。

4 経済の好循環を生み出していくため、政府として早急に大型の経済対策を実施すること。

5 いわゆる「年収の壁」により、最低賃金引上げに伴ってパート従業員等の就業調整が増加し、人手不足が深刻化している地方において人手不足がさらに加速することが予想されることから、政府において、税制及び社会保障制度についても一体的に見直しを行い、パート従業員等の就業調整抑制を図ることができる施策を実施すること。

## 鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域  
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり

## 鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

## 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 2 日

## 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 3 年度
- (3) 生活保護費（令和 3 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鹿児島県内  
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,860 円）。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額<sup>(註)</sup>と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

821 円(鹿児島県最低賃金) × 173.8(1 箇月平均法定労働時間数)

× 0.816(可処分所得の総所得に対する比率) = 116,435 円